

難しい話はしません
お気軽にどうぞ

法務局から 「遺言書」の出張説明できます

- ・なぜ遺言書が必要だと言われているの？
- ・遺言書を書いてみたいけど、どうすればいいの？
- ・自筆証書遺言書保管制度ってどんな制度なの？
- ・遺言書の保管申請はどうすればいいの？

法務局で、自筆証書遺言書の保管ができるようになりました。

法務局で保管をすると、自筆証書遺言書のメリットはそのままに、安全・安心がプラスされます。

「この制度の良いところ」や「申請手続」などについて、分かりやすく説明します。費用は**無料**です。

【対象者】

5名以上の町内会、敬老会、市民グループなど

【日時・会場】

平日の午前10時から午後3時まで

【問い合わせ先】

名古屋法務局豊橋支局総務課（担当 溝口・甲把）
TEL (0532) 54-9278 → 音声案内3
希望日の15日前までに、お問い合わせください。